

- 議長（河野） 5 番、森繁樹君。
- 5 番（森） はい、議長。
- 議長（河野） 森君。
- 5 番（森） 5 番、森です。
- 議長（河野） 森君。
- 5 番（森） はい、それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

中学校部活動の地域展開に関する対応方針について、お伺いします。

文部科学省及びスポーツ庁は、部活動改革の一環として、令和5年度以降、学校の運動部活動を段階的に地域へ移行する方針を公表しています。特に休日の活動を地域クラブ等が担う体制を整備し、自治体はその役割を果たすことが求められています。また、国のガイドラインでは、指導者の確保、活動場所の確保、安全管理、事故対応、責任所在の整理など、移行の前提となる項目が示されています。

香川県においても、県教育委員会が「中学校部活動地域移行等推進の手引き」を公開し、運営主体と実施主体の役割分担、安全確保、情報共有の方法、障害のある児童生徒への配慮など、地域移行に向けた基本的な考え方を示しています。

以上の国・県の公開方針を踏まえ、綾川町としての準備状況と今後の見通しについて以下質問します。

1、国及び県が示す地域展開方針を踏まえ、綾川町としての基本方針及び当面のスケジュールをどのように整理していますか。

2、地域移行における運営主体と実施主体の役割分担を、町としてどのように整理していますか。

3、安全管理・契約・責任所在など、必要な事項はどのように考えていますか。

4、情報共有や必要な会議等をどう計画していますか。

5、保護者等からの苦情やトラブル発生時の一次対応主体は町なのか、またそれらの対応に関して考えはありますか。

6、地域クラブにおける指導者の確保と育成について、町としてどのような施策を検討していますか。

7、指導者不足が見込まれる種目への対応をどのように考えていますか。

8、国が示す方向性に「将来にわたって継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保・充実」「多様な選択肢」「新たな価値の創出」とありますが、そのような観点から、新しい形としてのクラブ活動を本町として何か考えはありますか。

9、地域クラブの活動場所について、学校施設開放など、どのように考えているでしょうか。また使用にあたってのルールや管理体制についてもお聞きします。

10、学校施設以外の場所になった場合の生徒の移動に関してはどう考えていますか。

11、事故時の連絡体制、責任所在、保険加入の仕組みについてどのような計画がありますか。

12、障害のある児童生徒の参加希望に対しどのような配慮をすると考えていますか。

13、段階的移行で行っていきとありますが、その進め方や種目の選定基準等、方向性があれば教えてください。

14、国・県の補助制度等を含めた財源確保の見通しはありますか。

15、この地域展開に移行した場合、これまでの部活動と比較して、コスト面で大きく負担が増えると考えられますが、受益者負担なのかどうなのか、町に考えはありますか。

以上よろしく願いいたします。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） はい。

○教育長（香川） 森繁樹議員の「中学校部活動の地域展開に関する対応方針について」の質問にお答えをいたします。

議員ご質問1点目の、「基本方針・スケジュール」についてですが、綾川町では、令和5年度に綾川町部活動地域移行検討委員会を設置し、委員会を2度開催するとともに、スポーツ少年団、体育協会の各種目団体及び小・中学校教職員に簡単なアンケート調査を実施しました。また、県が設置する中学校部活動地域移行等推進協議会へ参加し、国、県、他市町との情報共有を図り、令和6年度からは、その情報を綾川中学校と共有し、今後の制度設計についてのヒヤリングを実施するなど、地域展開について検討してまいりました。

現在、町においては、仮称ではありますが、綾川町立中学校部活動の地域展開推進計画の策定を進めており、令和7年度から8年度に検討委員会の開催、令和8年度2学期中に最終的な制度設計の構築、3学期以降に保護者、住民への周知を行い、令和9年度以降、平日は、学校部活動として従来どおり実施し、休日については地域展開の実施を検討しております。

2点目の「役割分担の明確化」についてですが、現段階では、運営主体については、町とし、実施主体は町が認定する地域展開団体とすることを検討しております。町が認定する制度とする理由は、指導者の確保、各種講習の受講などの体制が整った団体を町が的確に確認した上での活動とするためです。

3点目の「安全管理・契約・責任所在など必要な事項」についてですが、安全管理は、重要であり、運営主体と実施主体が共通認識を持ち確認することとなり、責任は最終的には町が負うこととなると考えます。しかしながら、今後、地域展開が進み、すべての活動を地域展開団体が主体的に展開するようになった場合は、地域展開団体が安全管理、責任を負うこととなると考えられます。

4点目の「情報共有や必要な会議等について」ですが、上述しましたが、平日は学校、休日を運営主体は町、実施主体は地域展開団体とすることより、3者の連携が欠かせません。指導内容・活動内容の共有、指導者間の意思疎通などを図るための情報共有会議

(仮称)の設定は、地域移行団体を町が認定する上での必須条件とすることを検討しています。

5点目の「保護者等の苦情やトラブル発生時の一次対応」についてですが、保護者等の苦情やトラブル発生時の一次対応は、その現場の指導者が行うことを原則としますが、二次対応以後含め、学校、地域展開団体、町教育委員会で常に情報を共有し、対応する必要があり、そのための連絡体制のマニュアル整備等を行います。

6点目と7点目の「指導者確保・育成・指導者不足への対応」についてですが、指導者確保については、どの市町も苦慮している課題であります。綾川町では、平日は学校部活動として教職員、休日を地域展開して地域指導者をお願いすることを検討しています。休日の指導については、教職員も兼業届を提出し、指導者として活動することができます。令和5年度のアンケート調査では、全部活動の指導者を確保できる見込みはないため、令和9年度の休日の地域展開までに確保していく必要があり、教職員へのヒヤリング、地域スポーツ団体との協議、県が設置する指導者バンクの利用など、様々な方法で行ってまいりたいと考えています。

8点目の「新しい形としてのクラブ活動に対する考え」についてですが、教育委員会では、まずは、平日は学校部活動、休日は地域展開する段階的な展開を検討しており、新しい形を現時点で示すことはできません。

9点目の「活動場所としての学校施設開放の考え方」についてですが、活動場所としては、現在、各部で利用調整を行い活動が行えていることより、地域展開団体にも学校及び総合運動公園等の町施設の優先利用を認めるなどの支援をしていくことを検討しております。

10点目の「学校施設以外での活動となる場合の生徒の移動についての考え方」についてですが、令和9年からの地域展開は休日のみであり、活動場所については現在と変更がないので、現状の移動方法でお願いしたいと考えています。しかしながら、その後、地域展開が進み、活動場所が変更となったり、平日が学校部活動でなくなり、帰宅後、再度活動場所への移動が必要になったりする場合も想定されますが、その対応については現時点では未定です。

11点目の「事故時の連絡体制、責任所在、保険加入」についてですが、事故時の連絡体制は、学校、地域展開団体、町教育委員会で体制を構築し、様々なケースを想定したマニュアルを作成し、迅速に対応することが必要であると認識していますので、今後整備してまいります。保険加入については、学校部活動は、従来どおりスポーツ振興安全保険の対応となり、地域展開団体が行う活動は、別途保険加入が必要となります。国が推奨する安価な保険もありますが、いずれかの保険には加入が必要となり、地域展開活動への参加者全員に活動の条件として加入していただくことを検討しています。責任については、上述しましたので割愛します。

12点目の「障害のある生徒の受け入れ」についてですが、地域展開団体を認定する際の条件として、障害のある生徒を含め、加入を希望する子どもの制限を設けないこと

とし、受け入れる際の体制等を対象者の保護者と十分協議することを条件とすることを検討しています。

13点目の、「段階的移行の進め方の考え方」についてですが、地域展開におけるスケジュールは、上述しましたが、まずは休日の地域展開を実現させ軌道に乗せることを最優先としていますので、その後の段階については未定です。

14点目の「財源確保の見通し・受益者負担についての考え方」についてですが、現在、中学校部活動に対する予算措置は、外部指導者謝金など、約700万円程度で、そのほか、全国大会等出場経費は全額補助しています。地域展開した場合、想定される経費は、指導者謝金です。現状、教職員は平日はいわゆるサービス残業、休日は少額の部活動特勤手当、地域指導者はほぼボランティアで指導を行っています。しかし、教職員が兼職兼業届により休日に指導する場合は、国が示す単価ではありますが、時給1,600円の謝金が必要となると予想されます。同様に地域指導者にも謝金が必要になると考えられ、現在検討している休日のみの地域展開でもかなりの経費が予想されます。また、現在町で購入している高額な備品等の負担をどうするのかという課題もあります。国は基本的に受益者負担の運営を目指していますが、中学生の教育的意義を担ってきた部活動振興と、今後のスポーツ・文化の振興について、保護者負担軽減の視点は大きな検討課題となっています。綾川町では、施設使用料については、無料措置をおこなっているのを継続することを検討していますが、現予算の大会参加のバス代等、町が負担できる項目を洗い出し、試算する必要があります。

現在、国は移行期間の実証事業として謝金等の補助金について補助事業を行っていますが、今後の継続については決まっておらず、全国から様々な継続的な予算措置の要望が出され、綾川町でも町村会を通じ要望を続けています。財源確保、受益者負担についての考え方については、今後の国の動き、他市町の取組等の情報収集に努め、検討してまいります。

以上、森繁樹議員の「中学校部活動の地域展開に関する対応方針について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい。

○5番（森）答弁ありがとうございました。

前提としてですね、何かこれが、文句があるとかそういうのではないんですけども、非常に国や県の会議の内容とかも確認させていただいてると非常に難しい問題だなとすごい思ってます。これまでどおりですね、保護者の方に説明をしっかりとさせていただいて、綾川町はこういう方針でいきますというのは、十分示していただくのはこれまでどおりよろしくお願いいたします、というのは前提としてですね、何点かだけ再質問させていただきます。

地域展開団体という言葉でおっしゃってましたけれども、これはもう最終的には、最後の最後はもう部活動なくなるという考え方でよろしいのかという点と、8番のところで言ったんですけど、僕これスポーツに限らずですね、文化活動とかもいろんなものがあるので、これ部活動なくなっちゃうとかなったときに、子どもが選べる、生徒さんが選べる種目が少ないってのはすごい悲しいなというふうに思ってるんですけども。地域で考える問題だと思ってまして、もう学校や教育委員会だけでやるものでもなくて、地域に結構こういうのを教えますよみたいな人とかいっぱいいると思うんです。それがヨガなのかはわかりませんが、いろいろあったりとか。あと、場所ありますよ、うちとか、部屋もありますよ、貸せますよ、とかいうところっていっぱいあると思うんで、そういうところ結構しっかり地域として考えていていただきたいなと非常に思ってます。

さっきの町長の植田議員の質問の答弁にもあったんですけども、プログラミング教室好評だったっていう。これを部活動としてやっていくっていうのは、僕はすごいこれ1つ推したいことだなと思っていて、どこの自治体でもできることではない、綾川を活かすっていう意味では、某企業さんとのいろいろ、向こうがね、いいと言わなきゃあれだということあるとは思いますが、すごいそこは非常にやっていったらどうなのかなあと思うところあるので、そこ1つ。あとeスポーツっていう競技もありますし、オリンピック正式種目になってないですけども、eスポーツシリーズっていうのはIOCがやってる種目もありますし、eスポーツなのかプログラミング教室っていう部活なのかちょっとわからないんですけど、そこの辺、綾川町の色を活かすという意味で教えたらどうですかっていうのも含めて質問させていただきます。お願いします。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 森繁樹議員の再質問についてお答えをいたします。

学校部活動はなくなるのかということですが、最終的には部活動は学校から完全に切り離されるものと、そういうことで、今考えて取り組んでいるところです。これは、教職員の働き方改革とも深く関わる重要な部分でございます。

2点目、地域展開ということで、地域で考える必要があるのではないかとということですが、まさに森議員のおっしゃるとおりだと思っております。これは最近のことなんですけれども、ある地域の指導者が、私は音楽活動を今までしっかりしてきたので、部活動が地域展開になった場合は、声をかけていただければ協力をしますよという暖かい声をかけていただいたという例もございます。このような形で、地域で様々な力をお持ちの方もたくさんおられますので、そういった方々の力もお借りしながら、これは3番とも関係しますが、今までの部活動ではなかった、例えば森議員がおっしゃったプログラミング部とか、それからダンスとか将棋とか、そういったスポー

ツが苦手な子どもでも十分活動できる取組もありますので、そういったことも含めて子どもたちが本当に生き生きと地域で活動できるような取組になるように、教育委員会として精一杯今後努めてまいりたいと思います。時間はかかると思いますが、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

以上、森議員の再質問についての答弁とさせていただきます。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 5番（森） ありません。
- 議長（河野） はい。
- 5番（森） どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。
- 議長（河野） 以上で森君の一般質問を終わります。